



成年後見制度

ハンドブック

平成 28 年 11 月作成版

～ともに支え合い、一人ひとりを大切にするまちづくり～

社会福祉法人 伊勢原市社会福祉協議会
伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター

成年後見制度とは・・・



成年後見制度って？

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分になり、自分ひとりでは、契約や財産管理などをすることが難しい方が、自分らしく安心して生活できるように、その方の権利を守り、法的に支援する制度です。法的に権限を与えられた後見人などが、ご本人に代わって財産管理や身上監護を行います。

成年後見制度には「**法定後見制度**」と「**任意後見制度**」があります。



「法定後見制度」

既に認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分なために、ご自身で法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所が適任と思われる援助者(成年後見人・保佐人・補助人)を選任して、ご本人を法的に支援する制度です。

例えば、こんなとき・・・

- 介護・療養費用を得るために、所有している不動産の処分をしたいが、判断能力が不十分で一人で行うことが難しい。
- 今までにも何度か消費者被害に遭っていて、クーリングオフなどの手続きでは間に合わない。



「任意後見制度」

将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ「誰に」「どのような支援をしてもらうのか」を契約によって決めておく制度です。

例えば、こんなとき・・・

- 将来、認知症などで自分自身のことができなくなってしまうときに備えて、元気なうちに財産管理や介護の手配などをしてくれる人を決めておきたい。



～法定後見制度と任意後見制度～

成年後見制度

法定後見制度

既に、判断能力が不十分な方の権利や財産を保護するため、家庭裁判所に後見等開始の申立を行います。

申立ができる方は、本人、配偶者、四親等内の親族などです。

判断能力に応じて「補助」・「保佐」・「後見」の3つの類型に分けられます。

後見 判断能力を常に欠く状態で、日常の買い物なども一人では難しい方

保佐 判断能力が著しく不十分で、日常の買い物などは一人でできるものの、重要な財産管理・処分などは難しい方

補助 判断能力が不十分で、重要な財産管理などを一人ですることが不安な方

家庭裁判所から選任された成年後見人等が、本人の生活等に配慮しながら法律行為(財産管理・身上監護)を行います。

任意後見制度

将来、判断能力が衰えた時に備えて、あらかじめ本人が選んだ方(任意後見人)に、支援してほしい事柄について代理権を与える契約(任意後見契約)を公正証書で結んでおきます。この任意後見契約は、公証役場で結ぶことができます。

本人の判断能力が低下した時に、家庭裁判所に任意後見監督人の選任申立てを行います。申立のできる人は、本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人になる人(任意後見受任者)などです。

家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて、任意後見契約の効力が生じ、任意後見人としての活動が始まります。

～補助・保佐・後見の概要～

類 型	法 定 後 見 制 度			
	補 助	保 佐	後 見	
対象となる人	認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分で、重要財産管理等を一人ですることが不安な方、日常生活にある程度支援が必要な方	判断能力が著しく不十分で、日常の買い物などは、一人でできるものの、重要な財産管理・処分等は難しい方、日常生活にかなりの部分で支援が必要な方	常に判断能力を欠く状態であり、日常の買い物なども一人では難しい方、日常生活で常に支援が必要な方	
医師による鑑定	原則として不要	必要	原則として必要	
家庭裁判所に申立できる人	本人、配偶者、四親等内の親族(右ページ図を参照)、市区町村長、任意後見人など			
審判開始の要件 〈本人の同意〉	必要	不要		
同意権 ・ 取消権	取消しが可能な行為	申立の範囲内で家庭裁判所が定める法律行為 (民法13条1項に定める行為の一部)	民法13条1項に定める行為	すべての法律行為
	本人の同意	必要	不要	
※但し、日常生活に関することは除きます。				
代理権	範囲	申立の範囲内で家庭裁判所が定める法律行為		すべての法律行為
	本人の同意	必要		不要
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の生活、療養看護に関する事務 ・ 財産に関する事務(同意権・取消権・代理権の範囲内) 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の生活、療養看護に関する事務 ・ 財産に関する事務 	
援助者の責務	本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮する。			
制度を利用した場合の資格などの制限	—	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員などの地位を失います。		

◆**同意権**・・・本人が契約などの法律行為をするときにそれを承諾する権限

〈例えば〉・家のリフォーム契約を本人がするとき、保佐人・補助人の承諾が必要

※成年後見人には同意権はありません。(被後見人には契約能力がないとされているため。)

◆**取消権**・・・本人が成年後見人等の同意なしで行った法律行為などを取消す権限

〈例えば〉・本人が一人で必要のないリフォーム契約をしてしまったときに、成年後見人等の同意なしにした契約は、成年後見人等が取消することができます。但し、日常生活に関する行為は取消できません。

◆**代理権**・・・本人に代わって後見人等が取引や契約などの法律行為をする権限

〈例えば〉・通帳から本人に代わってお金を引き出すことができます。

・本人に代わって施設入所契約をすることができます。

申立ができる親族と申立権者



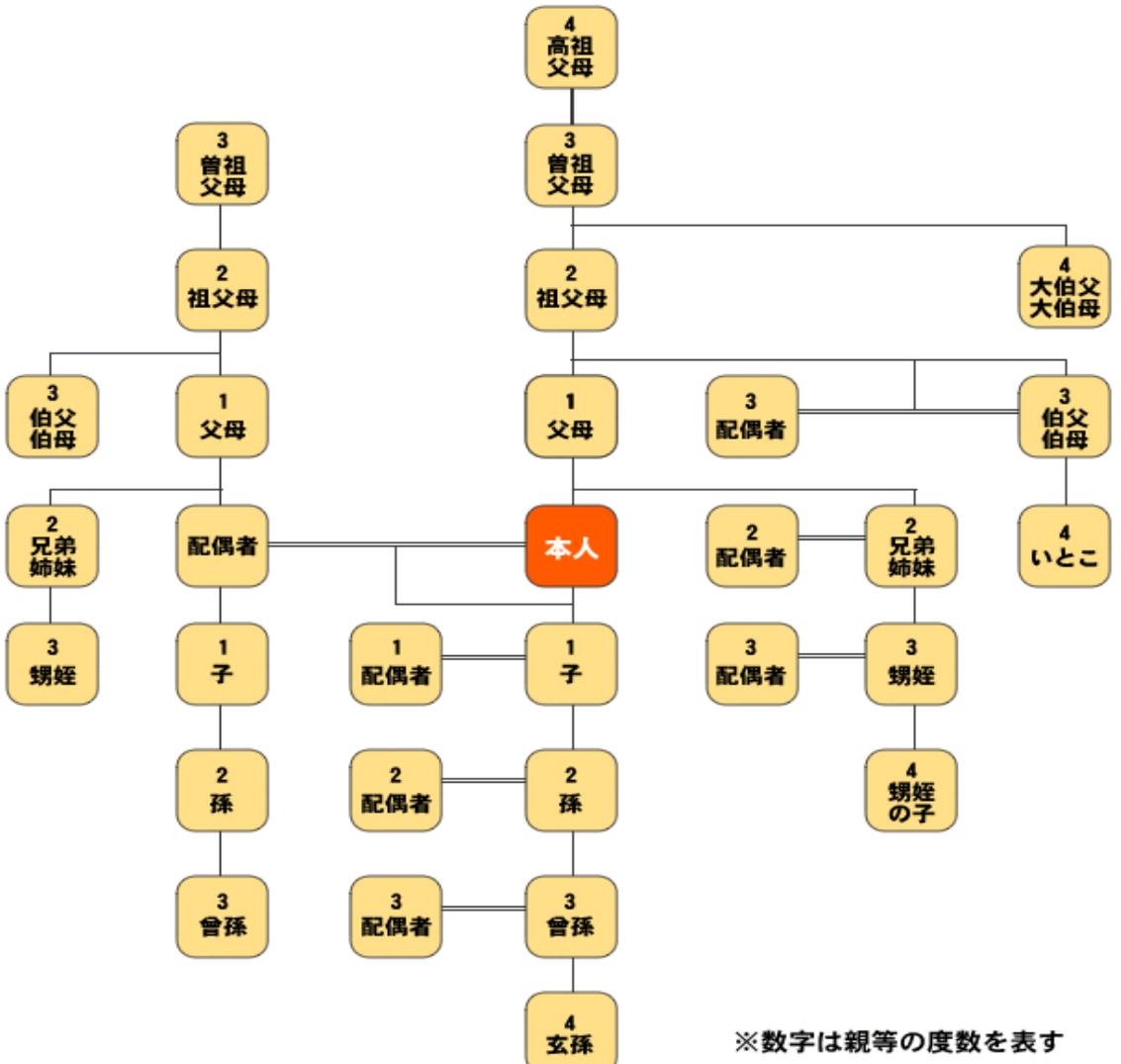
法定後見の申立ができる人は…

- 本人、配偶者、四親等内の親族(下図のとおり)
- 任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人
- 市区町村長、検察官 など



ご親族などで申立てが困難な方はご相談ください!

〔四親等内の親族図〕



※数字は親等の度数を表す

結婚による親族(姻族) 血族 姻族 血族による(血族)

申立の手順 (法定後見制度の場合)

申立準備

- 申立書類を用意します!
(※家庭裁判所や伊勢原市社会福祉協議会などで配布。インターネットや郵送で取り寄せることもできます。)
- 申立に必要な書類を揃えます!(※住民票や戸籍謄本など)
- 申立用の診断書を取ります!
- 成年後見人等の候補者を決めます!候補者がいない場合でも家庭裁判所が適任者を選任します!

ちょっとアドバイス 申立人が申立に必要な書類を揃えたり、申立書を作成することが困難な場合は、弁護士が司法書士の専門家に申立手続きを委任することもできます! ※費用については、委任される弁護士などにご確認ください!

申立

- 申立人が申立書類を整え、家庭裁判所に申立てします!
(※申立人に該当する親族がいない場合は、市長が申立をすることができます。)
- 申立後、原則として申立人や成年後見人等候補者との面接が家庭裁判所で行われます!
- 面接は家庭裁判所に電話で予約します!
(※事前に郵送で申立書類を家庭裁判所に提出してください。)
- 面接は申立人・成年後見人等候補者が指定された日時に家庭裁判所 出向きます!
- 申立時の費用として、収入印紙代や切手代などが必要です!
また、家庭裁判所が鑑定を必要とする場合は、鑑定費用を納めます!

審判 手続

- このほか、本人の意思を尊重するため、家庭裁判所が本人(後見案件を除く)の意見を聴くことがあります!(本人が家庭裁判所に出向けない場合は、家庭裁判所の調査官が本人を訪問することもあります。)
- 本人の判断能力について、医師の鑑定が行われることがあります!



審判

□申立てに対して、家庭裁判所が本人の判断能力を審理し、成年後見人等を決めます!

告知 通知

□家庭裁判所の審判結果が、申立人と本人、成年後見人等に告知・通知されます!

(※告知・通知が届いてから2週間後に審判が確定し、正式に成年後見人等の就任が決まります。)

成年 後見 登記

□法務局(東京法務局民事行政部 後見登録課)に登記されます!

(※登記事項証明書は四親等内の親族以外は、取ることができません。
なお、戸籍には記載されません。)

ちょっとアドバイス

審判確定後、成年後見人等の登記が完了するまでに、概ね1~2週間ほどかかり、登記事項証明書が入手できるまでに多少時間がかかります。その間に、成年後見人等としての業務を行う場合には、「審判書」と家庭裁判所が発行する「審判確定証明書」で行うこともできます。

法定 後見 開始

□成年後見人等が本人の生活状況等に配慮しながら、財産管理や福祉サービスなどについて、契約の締結などの法律行為を行います!

□成年後見人等は、家庭裁判所の監督を受けます!

(※本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人等からの申立又は家庭裁判所の判断で後見等監督人が付き、成年後見人等の業務を監督することや後見制度支援信託の検討をすることもあります。)

□成年後見人等の報酬は、家庭裁判所が本人の収入や資産、成年後見人等の事後と内容を総合的に判断して決めます!

後見業務にかかった事務費用の実費については、本人の財産から成年後見人等に支払われます!



成年後見人等の仕事



財産の管理に関すること

例えば…

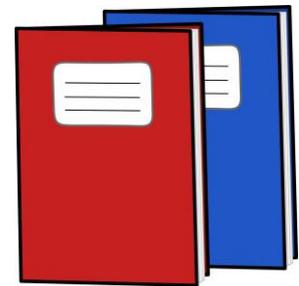
- 預貯金の通帳、その他の財産の保管
- 預貯金、有価証券などの管理
- 預貯金口座の開設、預け入れ、払い戻し、解約
- 公共料金、介護保険、国民健康保険料、生活や療養などのために必要な支払い
- 税金の申告
- 不動産の管理、処分(賃貸借契約)、増改築工事の契約
- 賃地・貸家の管理(賃料収入の管理)
- 遺産分割、遺産・贈与の受領
- 異議申し立て・訴訟



ちょっとアドバイス

〈通帳記帳による入出金のチェック〉

- 支出では、家賃、光熱水費などの公共料金、福祉サービス利用料など、毎月必ず支払いがあるものは、口座振替(引落)にしておくことも可能。
- 小口現金は、金銭出納帳で管理を!
(本人の預金や預かり金からの支払いと、成年後見人等が本人のために立て替えた費用の実費は明確に分けておきましょう。また、領収書も日付順にノートに貼る等して保管しておきましょう。)



〈取消権の行使〉

- 悪質な訪問販売や勧誘セールスなどにより、本人がした売買契約の取消しや、本人に不利益となるような契約の取消し。



〈その他、預かり財産や不動産の管理など〉

- 成年後見人等の就任時のみならず、その後も定期的に全財産の目録を作成(更新)し、家庭裁判所に提出します。



生活や健康管理に関わること

例えば・・・

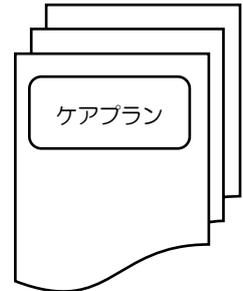
- 日常生活の見守り
- 入退院の手続き、医療費の支払い
- 施設入退所契約
- 福祉サービスの契約、処遇の見守り



ちょっとアドバイス

〈定期的な見守りで留意すること〉

- 利用している介護保険サービスや福祉サービスが、現状のプランのままでよいか、またケアプランどおりに提供されているのか。提供されたサービスが、本人の心身状況や生活状況にあっているのか。
- 日常生活の中で、個人として尊重され、安全・安心して過ごすことができているか。

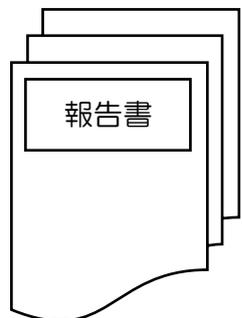


家庭裁判所への報告

- 財産管理及び身上監護の状況を、定期的に家庭裁判所へ報告します。

【家庭裁判所の許可が必要な事項】

- ◆居住する不動産の売却や抵当権の設定
- ◆居住する家屋の賃貸借契約の解除など
- ◆多額の財産の変動や支出など



成年後見人等の仕事に含まれないこと！

- ◇介護や家事援助などの労働
- ◇入院・退院時の身元引受け、保証
- ◇手術などの医療に関する同意
- ◇養子縁組、認知、結婚などの身分行為
- ◇遺言、臓器提供、延命治療など、本人自身の意思に基づくことが必要な行為
- ◇葬祭、埋葬、家財の整理など、死後の手続きや相続手続き



※民法の改正(平成28年10月13日施行)により、成年後見人に限り、火葬・納骨に関する契約を締結できるようになりましたが、事前に家庭裁判所がその許否を判断します。

任意後見制度とは・・・

将来、認知症などで判断能力が不十分になった時に備えて、希望する生活を実現するために、財産管理や身上監護を行ってもら任意後見人を、あらかじめ自分自身で選び、任意後見契約を結んでおく制度です。

任意後見契約は、公証役場で公証人が作成する公正証書で結びます。

任意後見人が、後見人として活動を始めるとは、本人の判断能力が不十分となり、家庭裁判所へ任意後見監督人の選任手続きをし、家庭裁判所が任意後見監督人を選任してからとなります。

契約準備

- 将来、どのように暮らしたいか、まず自分で考えます。
- 任意後見人を引き受けてくれる人(任意後見受任者)を選びます。
- 任意後見受任者と話し合い、どのようなことを依頼するかを決めます。

ちょっとアドバイス

任意後見制度は、判断能力が不十分になった時に備えるものです。判断能力が十分でも、身体が不自由になって財産管理などを依頼したい場合には、別途「任意の財産管理契約」を結ぶ方法もあります！

任意後見契約・登記

- 任意後見受任者と一緒に公証役場に出向き、任意後見契約を結びます。
- 公正証書作成の手数料と後見登記の費用がかかります！

ちょっとアドバイス

公正証書は、全国どこの公証役場でも作成できます。公証役場まで出向けない場合は、公証人に出張してもらうこともできます。(※別途出張費用がかかります！)

認知症や病気などにより判断能力が不十分になった時!



任意後見
監督人の
選任申立

□本人、配偶者、四親等内の親族又は任意後見受任者が、家庭裁判所に任意後見監督人の選任申立をします!

□申立時の費用として、収入印紙代や切手代などが必要です!

任意後見
監督人の
選任
と
任意後見
開始

□任意後見監督人が選任された後、任意後見受任者は「任意後見人」となります!任意後見人は、任意後見契約に基づき、財産管理や身上監護の事務を行います!

□任意後見人には、あらかじめ契約していた報酬を支払います!

□任意後見監督人の報酬は、家庭裁判所が決めます!

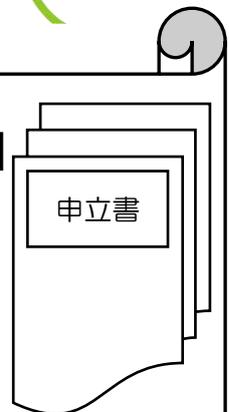
ちょっとアドバイス

任意後見人には、本人が不利益な契約などを結んでしまった場合の「取消権」はありませんので、ご注意ください!



【任意後見監督人の選任申立に必要な書類】

- ◆任意後見監督人選任申立書
- ◆申立人の戸籍謄本(本人以外が申立てるとき)
- ◆本人の戸籍謄本、戸籍の附票、登記事項証明書、診断書
- ◆任意後見契約公正証書の写し など



成年後見制度に関するお問合せは・・・

□成年後見制度の申立ては・・・(伊勢原市の場合)

◆横浜家庭裁判所 小田原支部後見係

〒250-0012 小田原市本町 1-7-9 電話：0465-22-6586(代表)
(交通/JR 東海道線, 小田急電鉄, 箱根登山鉄道「小田原駅」下車 徒歩 13 分)



□任意後見契約については・・・

◆厚木公証役場

〒243-0018 厚木市中町 3-13-8 セトビル 2 階 電話:046-221-1813

◆日本公証人連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-4-2 大同生命霞が関ビル 5 階 電話:03-3502-8050

□成年後見登記や登記事項証明書については・・・

◆東京法務局 民事行政部 後見登録課〔※窓口・郵送でも可〕

〒102-8226 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎 4 階 電話:03-5213-1360

◆横浜地方法務局 後見係〔※窓口のみ〕

〒231-8411 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎 7 階 電話:045-641-7976

□成年後見制度一般については・・・

◆法務省民事局

〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1 電話:03-3580-4111(代表)



□主な成年後見人等の候補者の紹介については・・・

- 1) 弁護士 神奈川県弁護士会 小田原法律相談センター
〈相談受付:平日の午前 9 時 30 分～午後 5 時〉 電話:0465-24-0017
- 2) 司法書士 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部
〈相談受付:平日の午前 10 時～午後 5 時〉 電話:045-640-4345
- 3) 社会福祉士 公益社団法人神奈川県社会福祉士会ぱあとなあ神奈川県
〈相談受付:火・木曜日の午後 2 時～午後 5 時〉 電話:045-314-5500
- 4) 行政書士 一般社団法人コスモ成年後見センター神奈川県支部
〈相談受付:平日の午後 1 時～午後 4 時〉 電話:045-222-8628

成年後見・権利擁護推進センター

でお手伝いできること

こんなとき、お気軽にご相談ください!!

- ★将来、判断能力がなくなった時のことが心配。
- ★判断能力に不安がある。福祉サービスの利用を手伝ってほしい。
- ★知的や精神障がいがあって支援を必要としている子どもの後見を考えたい。
- ★成年後見制度について詳しく知りたい。
- ★遺言書を作りたい。
- ★相続について詳しく知りたい。 など



1. 一般相談〈無料〉

電話や窓口で、成年後見制度などに関するご相談を随時お受けします!
※月～金曜日(年末年始・祝祭日を除く) 午前8時30分～午後5時

2. 行政書士、弁護士、税理士による専門相談〈無料〉 ※事前予約制

成年後見制度をはじめ、相続や遺言、多重債務、自己破産、任意整理、解雇、不動産、親族後見人等の税務申告などについてのご相談をお受けします!
あらかじめお電話でお申込みください。(☎ 0463-94-9600 へ)

相談時間/原則としてお一人 40 分以内となります。

相談場所/いずれも伊勢原市社会福祉協議会 1 階 相談室



〔◆相談員:行政書士〕〔相談日〕原則として毎月第2水曜日の午後1時～午後3時

〔◆相談員:弁護士〕〔相談日〕原則として毎月第3水曜日の午後4時～午後6時

〔◆相談員:税理士〕〔相談日〕不定期です。相談日時については、お問合せください。

3. 成年後見制度利用支援〈無料〉 ※事前予約制

成年後見の申立を考えているご家族などを対象に、具体的な申立手続きのしかたを家庭裁判所の申立書類を使い、書き方等を説明します。



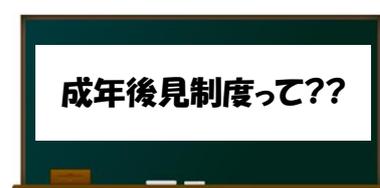
4. 成年後見人等候補者に関する情報提供

弁護士や司法書士などの専門家に成年後見人等を依頼する場合の相談先について情報提供します。



5. 成年後見制度や権利擁護に関わる普及・啓発活動

市民や企業、当事者団体などを対象に、成年後見制度や権利擁護制度についての普及・啓発活動を行います。〔出前講座など〕



6. 市民後見人の養成・活動支援

伊勢原市では、平成26年度より成年後見人等の新たな担い手として、同じ市民の立場で被後見人等を支援する「市民後見人」の養成と活動支援に取り組んでいます。



7. 事例検討機能と関係機関とのネットワーク形成

複雑・多様化した課題で相談機関等が対応に苦慮しているケースについて、専門家を交えた検討を行い、予防と早期対応を図ります。

また、関係機関がスクラムを組んで地域の権利擁護を推進するための連絡調整機能を強化します。



8. あんしんセンター事業(日常生活自立支援事業)の利用相談

高齢者や障がいのある方を対象とした「金銭管理」や「福祉サービスの利用援助」などを契約に基づき行う事業です。

〔契約によるサービス〕 ※詳しくは別紙をご覧ください。

- 福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス
 - 預金通帳などの財産関係書類等の預かりサービス
- ※上記サービスは、契約能力があることが前提条件となります。
また、利用料も原則必要となります。



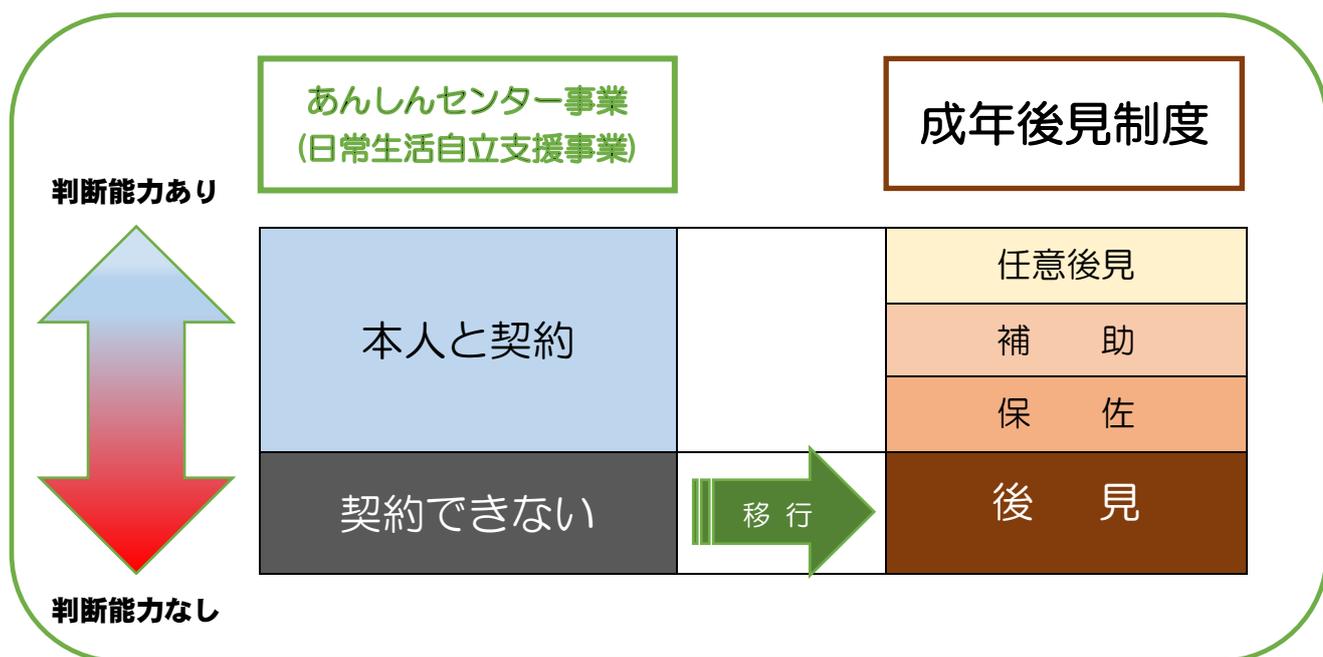
あんしんセンター事業 (日常生活自立支援事業) と成年後見制度の関係

自分で契約などの手続きや財産の管理ができなくなり、あんしんセンター事業 (日常生活自立支援事業) の範囲を超えた支援が必要になった場合には、成年後見制度が利用できます。(※別途、家庭裁判所への申立が必要となります!)

家庭裁判所が選任した成年後見人等が、家庭裁判所の監督のもとに法的な権限を持って、ご本人の支援をします。

◇あんしんセンター事業 (日常生活自立支援事業)

と成年後見制度の利用対象者



◇あんしんセンター事業(日常生活自立支援事業) と成年後見制度の支援範囲の違い

主な支援項目	支援内容の例	あんしんセンター (日常生活自立支援事業)	成年後見制度
日常生活に 関すること 	・ 日常的な金銭管理	○	○(※取消しはできない)
	・ 預金通帳などの保管	○	○
	・ 年金の受領	○	○
	・ 介護保険や福祉サービスの利用契約	△(※手続き支援のみ)	○
	・ 病院の入院契約	△(※手続き支援のみ)	○
療養・看護に 関すること 	・ 医療や住居の確保	×	○ (※医療同意まではできない)
	・ 施設への入退所契約	△(※手続き支援のみ)	○
	・ 施設での生活の見守り、異議申立て	×	○
重要な財産に 関すること 	・ 不動産の処分	×	○ (※事前に家裁の許可が必要)
	・ 遺産分割	×	○
	・ 消費者被害の取消し	△(※手続き支援のみ)	○



案 内 図

社会福祉法人 伊勢原市社会福祉協議会 成年後見・権利擁護推進センター



交通:小田急線「伊勢原駅」北口下車 徒歩7分

〒259-1131 伊勢原市伊勢原2丁目7番31号

伊勢原シティプラザ1階

電話: 0463-94-9600 FAX: 0463-94-5990

E-mail: info@isehara-shakyo.or.jp